

参議院議員通常選挙における選挙公報配布業務受託事業者募集要項

京都市選挙管理委員会事務局

1：事業趣旨

令和7年夏に執行予定の第27回参議院議員通常選挙の選挙公報を、正確かつ迅速に有権者世帯に配布する必要があることから、プロポーザルを実施して受託事業者を選定するものである。

2：参加資格要件について

以下に掲げる要件を全て満たすものとする。

なお、共同事業体（以下、「コンソーシアム」と言う。）として応募する場合は、全ての構成法人が応募の資格を有していることで応募資格を有するものとする。また、その場合はコンソーシアムの代表となる法人を定め、本市への質疑や書類の提出等は当該代表法人が行うこと。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること。または、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者。
- (2) 公募開始から応募期限の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 自らが提案した業務内容を自らが遂行するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (5) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

3：業務内容

別添「仕様書」のとおり

4：委託期間

契約締結の日から令和7年8月22日（金曜日）まで

5：委託金額の上限

22,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

6：受託事業者の選定方法等

(1) 選定方法

提出された業務提案書及び応募者のプレゼンテーションに基づき、京都市選挙管理委員会事務局に設置する審査会（※）において審査を行い、最も高い評価を得た提案を行った者を、受託候補者として選定する。

また、応募者が1社のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査及び選定を行う。

なお、受託候補者は提案の評価点が60点以上の者から選定することとする。

（※）審査会は非公開とし、京都市選挙管理委員会事務局長、次長、選挙課長、啓発係長、啓発担当係員により構成する。

(2) 審査の基準及び評価点

審査項目	評価のポイント	評価点
業務実施体制	・本業務を実施できる十分な配布体制であるか。十分な経験と能力が備わっている人員体制であるか。	15
	・市民等からの問い合わせに対応できる電話番号を用意できるか。問い合わせに対応できる十分な人員体制であるか。	15
配布計画・配布方法	・配布計画及び配布方法について、具体的に示されているか。また、それは実現性があるものか。 ＜以下の点についても記載すること＞ ・選挙公報を受け取る場所やスペースを検討しているか。 ・市内中心部から遠い地域（小野郷、花背、久多、京北、大原野外畑など）への配布方法をどうするか。	20
	・進捗管理は信頼性のあるものか。配布漏れ等への対応は十分か。	10
業務継続性	・今後の選挙に向けて、配布に特別な対応が必要であった世帯の対応方法など、ノウハウ蓄積の方法や体制は具体的に示されているか。また、その方法や体制は十分なものか。	10
業務実績	・過去にポスティング業務の実績があるか。また、そのノウハウは本事業に活用できるものか。	10
経費	(全応募者中の最低見積金額／当応募者の見積金額) × 10点 (小数点以下切り捨て)	10
市内の中小企業	・京都市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業か	10
評価点合計		100

(3) 選定結果の通知

選定結果について、全ての提案者に対して文書で通知する。なお、選定の経過等に関する問合せには応じない。

(4) 審査後の手続き

審査によって受託候補者に選定された者と契約協議を行い、詳細な業務内容の確認及び契約価格その他の受託条件について合意に達した後に委託契約を締結する。なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉することとする。

7：業務提案書等の提出

(1) 参加表明書の提出

ア 提出資料

別添様式「プロポーザル参加表明書」に必要事項を記入のうえ、持参、郵送又はメールにより提出すること。※押印不要

イ 提出期限

令和7年4月15日（火曜日）午後5時必着（厳守）

(2) 業務提案書等の提出

ア 提出資料（できる限りA版サイズで作成すること）

・業務提案書 6部

別添「仕様書」の内容を踏まえて、「6（2）審査の基準及び評価点」の審査項目に沿って提案を記載すること。

・見積書 1部

本業務の実施に係る経費を記載し、内訳を明記すること。内訳は必ず構成要素ごとに単価及び金額を示すこと。

・会社概要 1部

・類似業務の受注実績 1部

過去に類似業務の受注実績がある場合は、根拠資料等を添付すること。

・コンソーシアム協定書（写） 1部

コンソーシアムとして応募する場合は、締結済みの協定書（写）を提出すること。

イ 提出期限

令和7年4月17日（木曜日）午後5時必着（厳守）

ウ 提出方法

事前に連絡のうえ、持参により提出すること（提出時に10分程度で内容説明を求める）。

(3) プレゼンテーションへの参加

審査会での審査の参考とするため、応募者によるプレゼンテーションを実施するので、参加すること。1社あたり25分程度（提案15分、質疑10分）を予定している。

日時：令和7年4月23日（水曜日）午前中 ※時間は追って連絡

場所：京都市役所本庁舎 1階 第2会議室

(4) 本募集内容についての問合せ

本募集内容について質問がある場合は、次のとおり受け付ける。ただし、他の応募事業者に関する質問には応じない。

ア 問合せ方法

メールにより問い合わせること。メールの件名は「参議院議員通常選挙における選挙公報配布業務に関する問合せ」とすること。様式は任意。

イ 問合せ期限

令和7年4月7日（月曜日）午後5時必着（厳守）

ウ 回答方法

京都市情報館のホームページ上に、質問者に関する情報を伏せたうえで、4月9日（水曜日）までに回答を掲載する。

8：受託業務実施に係る注意事項

- (1) 業務実施に当たり必要となる各種資料、官公署等への各種申請手続、スタッフの派遣、物品の調達・管理等については、受託者の責任において行うものとする。
- (2) 業務の遂行に当たっては、責任者を明確にし、常に京都市及び各区選挙管理委員会事務局と密接に連絡をとりその指示に従うとともに、業務の執行状況等に係る照会に対して、いつでも速やかに回答できる体制で臨むこと。
- (3) 選挙公報の配布は、公職選挙法に規定されたものであり、配布漏れや誤配布等があれば、選挙無効の原因ともなるため、配布に当たっては、責任と社会的に重要な職務に携わっていることの自覚を持ち、遺漏のないように万全を期すこと。

9：その他

- (1) 業務提案書等の作成に要する経費は各提案事業者の負担とし、提出された書類等は返却しない。
- (2) 業務提案書等の提出時間は厳守のこと。指定の時間以外はいかなる理由があろうと一切受け付けない。

10：業務提案書等の提出先・問合せ先

京都市選挙管理委員会事務局（担当：今井・浅井）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所分庁舎

電話：075-222-3589

メール：senkyo@city.kyoto.lg.jp

持参・電話の受付時間：午前9時～午後5時（土曜、日曜及び祝日を除く。）

参考 京都市競争入札等取扱要綱

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。
- (3) 次に掲げるものを滞納していないこと。
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税及び地方消費税
 - ウ 本市の市民税及び固定資産税
 - エ 本市の水道料金及び下水道使用料
- (4) 工事の請負にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。ただし、小規模な修繕の請負を除く。（略）
- (5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあつては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- (6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと

第29条 市長は、別に定めるところにより、競争入札有資格者及び共同企業体について、競争入札参加停止（以下「参加停止」という。）を行うことがある。

※ 令とは地方自治法施行令のこと